

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年十月四日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

団体別の措置状況

監査対象団体 (所管部局)	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
<p>社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 (埼玉県社会福祉総合センター指定管理者) (福祉部)</p>	<p>令和元年6月28日 (第16号)</p>	<p>【注意事項】 平成29年度に契約した次の修繕工事について、契約額が50万円以上であるにもかかわらず、経理規程に定める請書その他これに準ずる書面を徴取していなかったのは不適切であった。 1 吸収冷温水機回路洗浄塗装(契約額: 993,600円) 2 高性能フィルター交換修繕(4階北、5階)(契約額: 993,600円) 3 高性能フィルター交換修繕(2階、3階、4階南)(契約額: 903,960円)</p>	<p>社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会に対し、経理処理の適正化について指導した結果、次のとおり報告があった。 ・一部の取引で請書を徴していなかったことが判明したため、平成30年12月27日に事務局長名で、経理規程に基づき、請書その他これに準ずる書面を確実に徴取する旨の注意喚起を行い、改善を図っている。 ・併せて所内で行う会計研修を通じて、請書を徴する意義や重要性について職員の理解を深めさせている。</p>
<p>白岡市商工会 (産業労働部)</p>	<p>令和元年6月28日 (第16号)</p>	<p>【注意事項】 平成29年度の小規模事業者経営基盤強化事業(提案型)「みんなの街バルイベント『みんなの白バル』」の「ホームページ・チラシ制作業務請負契約(1,328,940円)」について、庶務規程に基づき2者による見積合わせを実施したが、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結したことは不適切であった。</p>	<p>白岡市商工会に対し、再発防止のため庶務規程を遵守し事務手続を行うよう指導した結果、次のとおり報告があった。 ・「手順書兼チェックリスト」を作成し、起案時には当該チェックリストによる要件確認を行うとともに、起案文書に添付して複数の職員によるチェック体制を義務付けた。 ・改めて庶務規程の内容を職員に周知徹底するとともに、規程遵守を厳命した。その後も月初の朝礼時に庶務規程をはじめとする各規程類、法令等遵守の励行を厳に指示している。 ・平成31年4月以降、月末に事務局長及び事務局次長が起案文書の監査を実施し、庶務規程遵守の確認を行うこととした。</p>